

# 宮城県における災害時の市町村支援体制について

## 宮城県 土木部 防災砂防課

### 1. はじめに

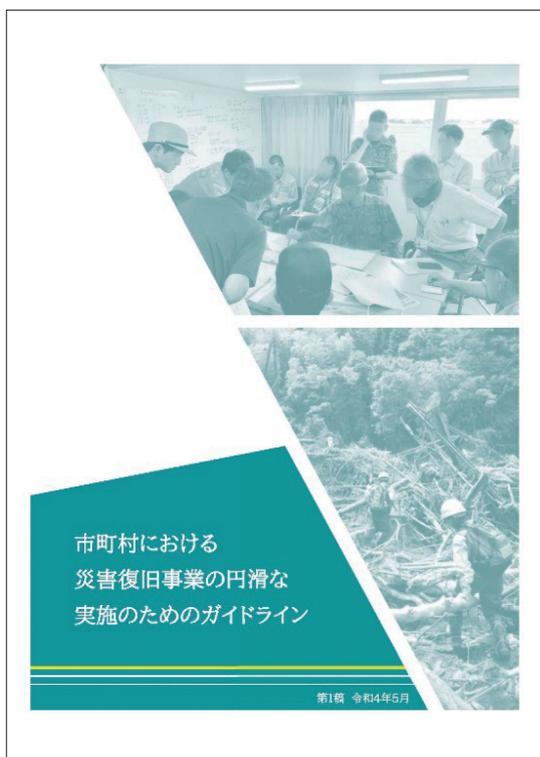
近年の技術職員減少に伴い、市町村では災害発生時における技術支援の必要性が高まっており、令和4年5月11日には、国土交通省水管理・国土保全局防災課から災害復旧事業の体制・経験・ノウハウが不足する市町村の災害対応力の底上げを支援する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」（以下、ガイドライン）が出されている（資料-1）。

本県の市町村においても技術職員の減少が課題となっており、中には技術職員の不足により、事務職員が災害復旧事業を勉強しながら災害対応を行っている市町村もある。本県では、過去の災害時における市町村支援事例を踏まえ、ガイドラインを参考に災害時における新たな市町村支援体制を構築した。

### 2. これまでの取組

本県では、公益社団法人宮城県建設センターと連携し、県及び市町村の新任技術職員や災害復旧事業に携わったことがない職員を対象に、災害復旧事業の仕組みを理解し、積極的に活用できるようにするための研修を毎年開催している（写真-1）。

研修のカリキュラムには、災害発生から災害査定までの基礎知識を習得するための講座、被害箇所調査及び被害報告とりまとめ、査定設計書作成、模擬災害査定等の演習を組み込んでいる。また、災害査定の流れを実際に見て体験してもらうために、災害査定現場に同伴する災害査定臨場研修も実施している（写真-2）。これらの取組により、市町村の災害対応力強化を図っている一方で、市町村の技術職員減少が課題となってきている現在、新たな市町村支援体制を構築する必要があると考えた。



資料-1 「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」

※国土交通省公式ウェブサイトより引用



写真-1 模擬災害査定演習

※模擬災害査定は災害査定官役及び立会官役として、災害復旧技術専門家に御協力いただいている。



写真-2 災害査定臨場研修

### 3. 災害時における新たな市町村支援体制

令和元年東日本台風においては、県内で特に甚大な被害を受けた丸森町に対し、県から公共土木施設の災害に係る情報収集役として土木部の技術職員を派遣したことで、円滑な災害復旧に貢献できた経験を踏まえ、ガイドラインに記載されている国土交通省の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、公益社団法人全国防災協会の災害復旧技術専門家派遣制度を参考に県独自の3つの支援体制を新たに構築し（図-1及び図-2）、令和5年4月1日から運用を開始している。

#### ① みやぎ災害復旧先遣隊

被災市町村からの要請の有無にかかわらず、いわゆるプッシュ型で、発災直後に現役の土木部技術職員を被災市町村に派遣し、被災市町村における公共土木施設被害に係る情報や土砂災害の情報

等の収集、国及び県機関との調整等の支援を行うもので、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）に相当する。

派遣期間は、発災直後から1週間程度を基本とする。

#### ② みやぎ災害復旧支援隊

被災市町村から要請を受け、現役の土木部技術職員を被災市町村に派遣し、被災市町村所管の公共土木施設に係る被害箇所調査及び被害報告とりまとめ等の支援を行うもので、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）に相当する。

派遣期間は、災害発生2、3日後から1カ月程度を基本とする。

#### ③ みやぎ災害復旧サポート員

被災市町村から要請を受け、県土木部と公益社団法人宮城県建設センターが連携して土木部技術OB職員をみやぎ災害復旧サポート員として被災市町村に派遣し、市町村所管の公共土木施設に係る災害復旧事業の技術的な助言等を行うもので、災害復旧技術専門家に相当する。

派遣期間は、災害発生2、3日後から1週間程度を基本とする。

いずれの支援も、国の支援制度を補完するもので体制構築にあたり、国土交通省東北地方整備局及び災害復旧技術専門家東北ブロック幹事に対し、国及び全国防災協会の制度運営に影響するものではないことを事前周知している。また、各市町村に対しては、広域的な被害を受けるなど、県からの職員派遣が困難となる場合もあることを事前に説明している。

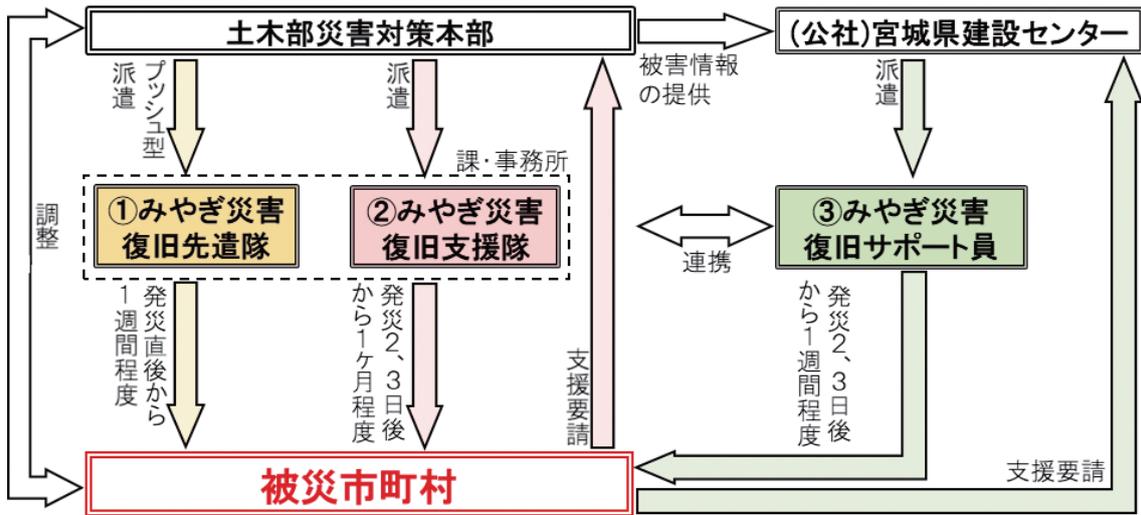
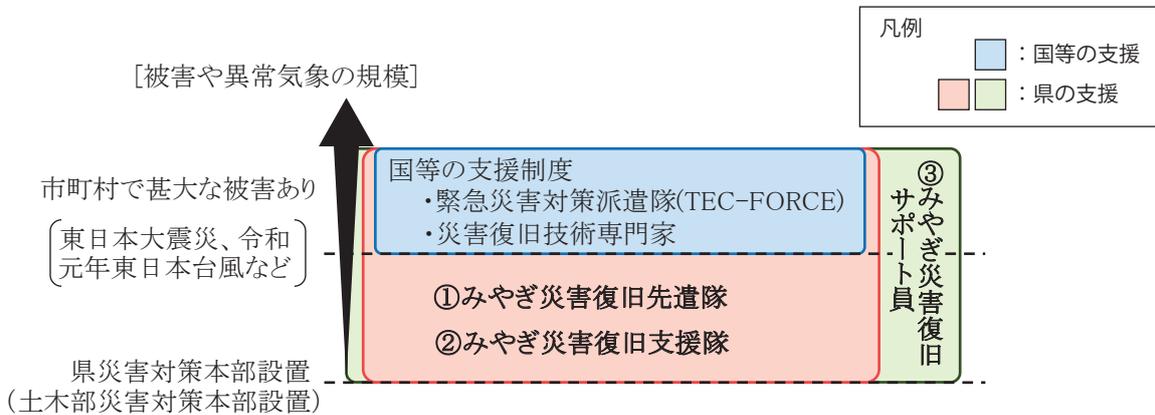


図-1 制度運用のスキーム



※被災した市町村の被害状況や要望、市町村の体制等により、派遣職員の編成、派遣期間、制度の適用期間などについては、土木部災害対策本部等で調整し、柔軟に対応する。

図-2 県と国との支援体制の役割分担イメージ

4. おわりに

災害時における新たな市町村支援体制の構築にあたり、派遣職員の扱いや市町村のニーズとのマッチングなど、多くの課題があり、県の職員や市町村の担当者との度重なる調整を経て運用開始まで至ることができた。都道府県の現役職員を市町村へ派遣する制度を構築している事例は全国的にも少なく、本県の体制構築の根拠となる要領等は、国土交通省の

「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」のほか、本県における過去の災害対応事例を参考に策定している。自然災害が局地化、集中化、激甚化する近年、実態に即した支援内容とするため、市町村には、この制度を積極的に活用していただき、実際に運営することで発見される課題等を確認及び解決しながら、支援内容の充実強化を図っていきたい。